

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第29号

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程（2019年4月1日規程第1号）の一部を次のように改正する。

（改正前）		（改正後）	
（法人本部）			
第7条 法人本部に、次の組織を置く。			
課	係		
内部 監査 室			
広報 戦略 室		広報 室	
経営 管理 課	総務係		財務係 企画係
第8条～第11条 （略）			
第12条 大学の業務を執行するため、事務局、 <u>学生部</u> 、 <u>図書情報センター</u> 及び <u>いちかんだ이버シティ看護開発センター</u> を置く。		<u>図書館</u> <u>いちかん看護開発センター</u>	
2 事務局に、次の組織を置く。			
課	係又は係に相当する室		
経営 管理 課	総務係 <u>図書情報係</u>		<u>財務係 企画係</u> <u>図書係</u>
教務 学生 課	<u>教務係</u> キャリア支援室 保健係		<u>教務学生係</u>
第13条 （略）			
附 則 （略）		<u>附 則</u>	
		<u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u>	